

令和2年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合

神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

令和2年12月3日から令和3年1月25日まで 5回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告対象職員との均衡からすると、給料表の改定は行わないことになるが、危機的な財政状況を注視する必要がある。	—	月例給は改定しない。
主な諸制度の見直し			
通勤手当	新幹線の特急料金等に関する通勤手当については、あくまでも県側の都合による異動等に伴い、遠距離通勤を強いられる職員への配慮のためのものであり、厳しい財政状況を鑑みると、転居した場合や新規採用職員、臨時的任用職員を対象とすることは困難である。	現業職員は異動がないため高速道路料金等に関する通勤手当が支給されず不公平。 また、コロナ禍において自家用車を利用した通勤のニーズが高まっている。	新幹線鉄道等を利用する通勤手当の経路の認定が可能な場合について、採用等の場合を加える。 (令和3年4月1日実施)
災害時の退勤途上の危険回避のための特別休暇	パートタイム会計年度任用職員以外の職員について、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における職員の身体の危険が予測され、それを回避する場合には、必要と認める期間を特別休暇として措置することとしたい。	—	パートタイム会計年度任用職員以外の職員について、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における職員の身体の危険が予測され、それを回避する場合には、必要と認める期間を特別休暇として措置する。 (条例公布日実施)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
災害時におけるその他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害により、「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難」の必要性、「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保」の必要性及び「これらに準ずる理由」がある場合には、7日の範囲内において特別休暇を措置することとしたい。なお、当該特別休暇は原則として連続する7暦日の期間内で与えることとしたい。	—	地震、水害、火災その他の災害により、「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難」の必要性、「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保」の必要性及び「これらに準ずる理由」がある場合には、7日の範囲内において特別休暇を措置する。なお、当該特別休暇は原則として連続する7暦日の期間内で与える。 (条例公布日実施)
不妊治療に係る療養休暇	不妊治療に係る療養休暇の運用について、不妊治療に係る検査及び治療に伴う自宅療養のうち、医師の指示等があるものでその期間が連続する7暦日を超えない場合には、検査、治療、投薬・服薬の事実がわかる書面の写しをもって、療養休暇を取得できることとしたい。	—	不妊治療に係る療養休暇の運用について、不妊治療に係る検査及び治療に伴う自宅療養のうち、医師の指示等があるものでその期間が連続する7暦日を超えない場合には、検査、治療、投薬・服薬の事実がわかる書面の写しをもって、療養休暇を取得できることとする。 (令和3年4月1日実施)
非正規職員の育児休暇	臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、パートタイム会計年度任用職員の育児休暇については、男性職員も取得できることとしたい。	—	臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、パートタイム会計年度任用職員の育児休暇については、男性職員も取得できることとする。 (令和3年4月1日実施)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
非正規職員の特別休暇	<p>臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、パートタイム会計年度任用職員の妊娠中の女子職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合等については、必要と認める期間を有給の特別休暇として措置することとしたい。</p>	—	<p>臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、パートタイム会計年度任用職員の妊娠中の女子職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合等については、必要と認める期間を有給の特別休暇として措置する。</p> <p>(令和3年4月1日実施)</p>